

令和8年

6月号

濱田会計事務所通信

令和8年6月1日発行 Vol.106

食料品の消費税率を0%または1%に引き下げる案が話題となっています。

私が所属する近畿青年税理士連盟では、令和8年5月2日に姫路市の山田基靖衆議院議員、5月30日に京都市の前原誠司衆議院議員を訪問し、食料品の消費税率を0%とすることに反対する意見をお伝えし、意見交換を行いました。

私を含め多くの税理士が反対している理由は、税理士のためではなく、制度が複雑になり不公平や不正を招くおそれがあるためです。

例えば、店内飲食が10%、持ち帰りが0%となれば、持ち帰りといって購入したにもかかわらず、フードコートなどで店内飲食をする不正が増える可能性があります。また、食料品販売事業者への消費税還付が増えることで、不正な還付申告が行われる懸念もあります。

食料品の負担軽減を図るのであれば、一部の取引だけ税率を下げるのではなく、食料品の消費税相当額を国民へ給付する方が、より公平で分かりやすい制度ではないかと考えています。

姫路市省エネ家電買換え促進補助金

CO2排出量の削減を促進させることを目的とした「姫路市省エネ家電買換え促進補助金」をご紹介します。

1. 購入対象期間

令和8年5月11日から令和8年10月16日まで

2. 申請受付期間

令和8年6月1日午前9時から令和8年10月30日午後5時まで

※ **申請受付期間内であっても予算上限額に達し次第、受付終了となります**

3. 対象製品（省エネ家電）

省エネ基準を満たすエアコン、冷蔵庫が対象

4. 対象店舗

市内の登録店舗

5. 補助対象者

- ・補助金申請日時点において、本市に住民票を有する者
- ・本市の住民票において、世帯主にあたる者
- ・市税を滞納していない者
- ・暴力団員、暴力団員等でない者

6. 補助要件

- ・対象店舗で購入した商品であること（インターネット販売を除く）
- ・自ら居住する市内にある住宅の既存の家電からの買換えであること
- ・購入対象期間内に購入した商品であること
- ・購入した商品が新品であること
- ・購入後、住民票と同じ住所に購入商品を設置していること
- ・購入した省エネ家電と同品目、同一数の家電を廃棄すること
- ・国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受け、購入するものでないこと

7. 補助金額

最大7万円（21万円以上の対象製品を購入した場合）

詳細は姫路市ホームページをご確認ください

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000032527.html#index-1-56>

姫路市産業デジタル化活用促進補助金

円安や物価高騰といった厳しい経営環境を乗り越え、企業が継続的かつ安定的に賃上げを行える環境を整えることを目的とした「姫路市産業デジタル化活用促進補助金」をご紹介します。

1.申請受付期間

令和8年6月11日(木)から令和8年8月31日(月)まで

※ **先着順となり、募集期間内であっても予算枠に達した時点で受付終了となります**

2.対象となる事業(補助対象事業)

- ・自社の生産性向上を促進し、賃上げ環境の整備を進めるために、AIツールを新たに導入し、運用を開始すること
 - ・将来にわたり継続的にAIツールを活用し、自社業務の成長・発展を図る取組であること
- 重要：AIツールを導入しない単なるハードウェアの購入のみ等の場合は、補助対象となりません**

3.補助対象者(市内中小企業等)

以下の必須要件を満たし、かつ選択要件のいずれかに該当する事業者が対象です。

必須要件：中小企業基本法に定める中小企業者、個人事業主、または中小企業団体であること

選択要件：上記必須要件に加え、以下のいずれか1つに該当すること

- ・姫路市内に本社(または主たる事業所・事務所)を置いていること
- ・市外に本社があるが、市内に1年以上事業所または事務所があること
- ・個人事業主で、令和8年4月1日以前から市内に住民票を置いていること

※市税の滞納がある方や、過去に同一内容で他の補助金を受けた方は対象外となります

4.補助金額・補助率

補助率：補助対象経費(税抜)の4分の3以内(1,000円未満切り捨て)

上限額：従業員数に応じて決まります(1人につき15万円加算、最大300万円)

5.補助対象経費

本補助金登録業者から納品・支払いを行った以下の経費が対象です

- ・AIツール導入費：システム構築費、導入コンサル費、研修費、クラウド利用料(1ヶ月分のみ)等
- ・ハードウェア等購入費：サーバー、パソコン、タブレット、AI連動機械装置等

詳細は下記ホームページをご覧ください

https://www.himeji-cci.or.jp/digital_hojyokin/digital_hojyokin.html

お客様紹介

R hair&nail 様



ご夫婦で兵庫県神戸市長田区にて、美容院/ネイルサロンをされています。

オーナーは美容院をされており、ショートヘア・縮毛矯正が得意で少しの違いで雰囲気が変わるショートやボブを絶妙なバランスで、また自宅での再現も高くお手入れが楽になるように、一番自身に似合うデザインに仕上げさせていただきます。

また奥様は、JNA1級ネイリストで活躍されています。ヘアネイル同時施術も可能で、同時に綺麗を実現できる素敵なサロンです。

【事業】美容院 / ネイルサロン

【住所】兵庫県神戸市長田区松野通 1-11-11

【電話】078-611-7755

<https://beauty.hotpepper.jp/slnH000373091/>

<https://beauty.hotpepper.jp/kr/slnH000373645/>



濱田会計事務所

HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : <http://hamadakaikei.jp>



無料
メールマガジン
登録はこちら

